

**一般財団法人福島県農協役員共助会**  
**共助会規程**

# 一般財団法人福島県農協役職員共助会

## 共 助 会 規 程

(目的)

第1条 一般財団法人福島県農協役職員共助会（以下「当会」という。）は、認可特定保険業者等に関する命令（平成23年5月13日 内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号。以下「命令」という。）及び定款第4条第5号の規定に基づき、この規程に定めるところにより医療給付金及びその他の給付等を行う。

(認可事項)

第2条 第10条第1項第1号に定める給付は、主務官庁である福島県知事より受けた認可（平成25年3月21日 24農支第3817号）に基づくものとし、給付内容等を変更する場合は、理事会決議を経た上で、主務官庁より変更認可を受けなければならない。

2 前項の認可内容については、以下の基礎書類に基づくものとする。

- (1) 共助会総合保険 普通保険約款（以下「約款」という。）
- (2) 共助会総合保険 事業方法書（以下「事方書」という。）
- (3) 共助会総合保険 保険料及び責任準備金の算出方法書（以下「算方書」という。）

(共助会総合保険)

第3条 当会における共助会総合保険については、別途約款で定めることとし、契約者は約款に従う。

(本規程への同意)

第4条 定款第1条第2項に定める団体（以下「団体」という。）及び役職員等は、本規程に従うことに同意したものとみなす。

(保険契約)

第5条 本規程に基づき、医療給付金及びその他の給付を受けるものは、別に定める共助会総合保険契約（以下「保険契約」という。）を当会と締結するものとする。なお、保険契約の締結にあたっては、役職員等は当会が定めた所定の事項を申告しなければならない。

2 保険契約を締結できる者は、定款第1条第2項に定める役職員等とする。

- 3 第1項後段の申告事項のうち、被扶養者については、全国健康保険協会等より交付された被保険者証と一致しなければならない。ただし、申告できる被扶養者は、保険契約を締結した役職員等（以下「契約者会員」という。）の1親等以内の者に限るものとする。
- 4 第1項による保険契約の締結日は、約款第6条に基づくものとし、遡及は行わない。
- 5 契約者会員は、第1項後段で申告した事項に変更があったときは、直ちにその旨を書面にて当会に届け出なければならない。

（被扶養者の登録）

第6条 被扶養者の登録は、契約者会員が当会に届出をし、当会が承諾した日を登録日とする。

- 2 前項による被扶養者の登録日は、約款第6条に基づくものとし、遡及は行わない。
- 3 被扶養者は、当会に登録がされた後に請求事由の発生したものを請求することができる。

（保険契約の更新）

第7条 前条により締結した保険契約は、約款第13条に従い保険期間の満了日の翌日に更新されるものとする。

（保険契約の解約）

第8条 前条にかかわらず、契約者会員は約款第20条に従い、いつでも本規程に基づく保険契約を解約することができる。

（保険契約の再契約）

第9条 保険契約を解約した契約者会員の再契約は、前回解約をした日より3年を経過していなければできないものとする。

（給付の種類）

第10条 この規程による給付の種類は次の通りとする。

（1）契約者会員への給付

医療給付金 療養給付金 結婚給付金 出産給付金 死亡給付金

（2）その他理事会が適当と認めた給付

- 2 前項第1号の給付内容及び給付条件については約款第2条に従い、第2号については別に定める要領に従う。

(医療給付金の一部負担額)

第11条 約款第2条第1号に定める契約者会員の一部負担額は1,000円とする。  
2 前項による一部負担額は、インフルエンザ予防接種及び院外処方による薬局分は差し引かない。

(給付の請求)

第12条 第10条第1項第1号に定める給付を受けようとする契約者会員は、別に定める請求書に必要な書類を添えて請求事由の発生した翌月から6か月以内に当会に提出しなければならない。ただし、第10条第1項に関する給付を請求する権利は、約款第27条に従う。

(書類等の受付と支払)

第13条 給付請求や申告内容の変更(以下「書類等」という。)は、毎月5日までに当会に届いたものを当該月の書類等受付分として処理する。このとき、5日が日祝日の場合は、翌営業日とする。

- 2 給付は、契約者会員に直接または団体を経由して支払う。
- 3 前項の給付は、内容を審査し承認されたものについて、毎月25日に支払う。このとき、支払日が土日祝日の場合は、翌営業日とする。

(給付の承認)

第14条 前条の請求にかかわる給付の承認は、専務理事又は常務理事又は事務局長が行う。

(月額保険料)

第15条 月額保険料は第15条で定める標準報酬の1,000分の12とし、団体及び契約者会員の負担割合はおのおの2分の1とし、給与天引きとする。  
2 月額保険料の払込、猶予期間、失効及び免除については、約款第9条、第10条、第11条及び第12条に従う。

(標準報酬の定義)

第16条 標準報酬とは、健康保険標準報酬月額を準用する。

(標準報酬表の提出)

第17条 団体は契約者会員別に標準報酬表を作成して、毎年7月10日までに当会に提出しなければならない。

2 前項の標準報酬は、毎年9月1日から翌年8月31日まで適用するものとし、随時改定は行わない。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. 平成19年3月31日までの旧共助会制度の加入者で、解約するまでに医療給付金を受けたことがない契約者会員に対しては、約款第21条にかかわらず平成19年3月31日までの掛金総額（自己負担分）を解約返戻金として支払うものとする。
2. この規程は、一般財団法人福島県農協役職員共助会の設立の登記の日（平成25年4月1日）より施行する。
3. この規程は、令和7年4月1日にこの規程を一部変更する。